

# 琉球大学学術リポジトリ

平成29年に告示された新学習指導要領を踏まえた「特別支援教育の教育課程・授業特論演習」内容論・方法論の構成資料（1）：  
関係法令等とその解釈・運用の視点や教育社会学的な視点から

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学大学院教育学研究科 公開日: 2018-06-28 キーワード (Ja): 特別支援教育, 学習指導要領, 教職課程, 学校制度, 教員免許 キーワード (En): Special Needs Education, Course of Study, Teacher Training Course, School System, Teacher's License 作成者: 吉田, 安規良, 田中, 洋, 山田, 美都雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/41565">http://hdl.handle.net/20.500.12000/41565</a>

## 【実践報告】

# 平成29年に告示された新学習指導要領を踏まえた「特別支援教育の教育課程・授業特論演習」内容論・方法論の構成資料（1）

—関係法令等とその解釈・運用の視点や教育社会学的な視点から—

\*吉田安規良<sup>1)</sup>・田中 洋<sup>1)</sup>・山田美都雄<sup>2)</sup>

Teacher Training Material for The Contents and Methods of “The Lecture and Seminar of Curriculum and Lesson Design for Special Needs Education” in Light of New Course of Study Notified in 2017 (1) : Viewpoints of Legal Interpretation/ Operation and Educational Sociology

\* Akira YOSHIDA<sup>1)</sup>, Hiroshi TANAKA<sup>1)</sup>, Mitsuo YAMADA<sup>2)</sup>

### 要 約

2017年（平成29年）に告示された新しい学習指導要領を踏まえた教育課程が、小学校及び特別支援学校小学部では2020年度（平成32年度）から、中学校及び特別支援学校中学部では2021年度（平成33年度）から完全実施される。2019年度（平成31年度）以降に大学に入学した教員免許取得希望者は、「教育の基礎的理解に関する科目」として「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解」に関する科目を1単位以上修得する。そこで本研究では、この新しい学習指導要領を踏まえた小学校、中学校、特別支援学校の教育課程や新しい教職課程を意識して、琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（「教職大学院」）での特別支援学校教諭養成教育の教材資料作成として、学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則及び教育職員免許法で規定されている特別支援教育に関する事項を、「特別支援教育」という言葉が指し示す範囲、障害の種類・程度と特別支援学校、特別支援学級と通級による指導の違い、教育職員免許法との関係、教育課程編成及び教育社会学的視点という5つの観点から整理した。その上で、「特別支援教育」へと至るこれまでの経緯、今後の方向性、さらには教育だけにとどまらず社会全体における障害をめぐる制度的状況について可能な範囲で配慮するために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」を学校教育関係者が理解する必要性について指摘した。

キーワード：特別支援教育、学習指導要領、教職課程、学校制度、教員免許

**Key words** : Special Needs Education, Course of Study, Teacher Training Course, School System, Teacher's License

## 1. はじめに

中央教育審議会（2015）が「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」で示した教職課程の見直しのイメージを受けて、教育職員免許法や教育職員免許法施行規則等が改正され、2019年度（平成31年度）以降に大学に入学した教員免許取得希望者は、新しく教職課程認定を受けた教育課程を履修しなければならない。新しい教職課程では、教諭、養護教諭、栄養教諭とも「教育の基礎的理解に関する科目」として「特別の支援を必

<sup>1)</sup> 琉球大学大学院教育学研究科教職実践講座・高度教職実践専攻; Department and Professional School for Teacher Education, Graduate School of Education, University of the Ryukyus

<sup>2)</sup> 琉球大学グローバル教育支援機構・アドミッション部門; Admissions Division, Global Education Institute, University of the Ryukyus

\* whelk@edu.u-ryukyu.ac.jp

要とする幼児、児童及び生徒に関する理解」に関する科目を1単位以上修得することが求められている。この科目に関しては、教職課程コアカリキュラムに示された内容（教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会、2017）を修得させることが求められている。

この科目に含めるべき事項を履修することによって学生が修得する資質能力である「全体目標」は

通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。

と定められている。

全体目標を内容のまとまり毎に分化させた「一般目標」及び学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準である「到達目標」は

(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

[一般目標]

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。

[到達目標]

- 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。
- 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。
- 3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上または生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

(2) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法

[一般目標]

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。

[到達目標]

- 1) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。
- 2) 「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。
- 3) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
- 4) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。

(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援

[一般目標]

障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する。

[到達目標]

- 1) 母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難や組織的な対応の必要性を理解している。

と、内容を3つに分けて定めている。

障害者基本法では、第2条で、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」、社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とそれぞれ定義している。障害には、身体障害の中でも肢体不自由のように目に見える（わかりやすい）障害から身体障害の中でも内部障害や発達障害のように目に見えない（わかりにくい）障害があるが、その障害の種類と程度に加えてその障害が先天性障害なのか中途障害なのかも授業づくりや個別の支援

に留まらず教育活動全般に大きく影響する。

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校に、特別支援学級を置くことができることが学校教育法第81条第2項で定められている。しかし、現在、特別支援学級の担任には、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。琉球大学では、2009年度(平成21年度)以降「特別支援教育の理論と実践」という科目を独自に設定して教育学部学校教育教員養成課程の卒業要件にしてきたが、それ以外の学生教育組織の教職課程では学生の主体性に依存する形でのみ学修機会を提供している状況である。上述のように「教育の基礎的理解に関する科目」に特別支援教育に関する科目が位置付けられることによって、どの大学の教職課程を経ても共通的に修得すべき資質能力が明確になることで教員養成の全国的な水準を確保することが期待できる。しかし、質的・量的に十分なものが提供されるかどうかは教職課程認定の審査を経るものの各大学の主体性に委ねられている。さらに、この科目は特別支援学校教諭免許取得のためのものではないため、特別支援学校教諭用の授業科目・内容とは質的・量的に異なるものとなる。

2017年(平成29年)に告示された新しい学習指導要領(文部科学省, 2017a, 2017b, 2017c)を踏まえた教育課程が小学校、中学校<sup>註1)</sup>及び特別支援学校の小学部・中学部で今後編成され、小学校及び特別支援学校小学部では2020年度(平成32年度)から、中学校及び特別支援学校中学部では2021年度(平成33年度)から完全実施され、2018年度(平成30年度)から移行措置期間となる。そこで本研究では、この新しい学習指導要領を踏まえた教育課程、教職課程の再課程認定を踏まえて、教員養成教育として「特別支援教育の教育課程・授業特論演習」という科目を大学院教育学研究科高度教職実践専攻(「教職大学院」)に開設することを想定して、学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則及び教育職員免許法で規定<sup>註2)</sup>されている特別支援教育に関する事項を、教材資料作成の視点で「特別支援教育」という言葉が指し示す範囲、障害の種類・程度と特別支援学校、特別支援学級と通級による指導の違い、教育職員免許法との関係、教育課程編成及び教育社会学的視点という5つの観点から整理した。

## 2. 「特別支援教育」という言葉が指し示す範囲の整理

「特別支援教育の推進について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長, 2007)では、特別支援教育は「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの」と示されている。その上で、「特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである」としている。

このため、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒」と「特別支援教育の対象となる幼児、児童及び生徒」は完全には一致しないといえる。「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解」に関する科目の内容から「特別の支援」には、貧困といった社会問題や日本語を母語としない、日本語に通じない子どもなど特別の教育的ニーズへの対応も含まれている。社会問題には具体的な明示こそ無いが、一般にセクシャル・オリエンテーション(性的志向)またはジェンダー・アイデンティティ(本人の性別認識)がマイノリティである人(性的少数者; LGBTQ+)への対応もここに含まれるであろう。特別支援教育の対象は、2006年度(平成18年度)までの特殊教育の対象であった視覚障害(盲・弱視)、聴覚障害(聾・難聴)、肢体不自由、知的障害、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害及び重度重複障害に、Learning Disability(LD; 学習障害)、Attention Deficit Hyperactivity Disorder(ADHD; 注意欠陥・多動性障害)や知的発達に遅れのない自閉症(高機能自閉症・アスペルガー症候群)等の発達障害を加えたものである。

これに関して、学校教育法施行規則では教育課程に関して

第54条 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

と定められている。また、第56条で不登校児童に対する実態に配慮した特別の教育課程、第56条の2で日本語に通じない児童に対する特別の教育課程編成について触れられている。さらに、第56条の3では、日本語教育授業の特例として「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる」と定められている。また、これらの条文の中学校に対する準用、読替が第79条に規定されている。

特別の教育的ニーズがある幼児、児童及び生徒の把握と支援について学ぶことは、特別支援学校の教諭免許取得ではなく、教諭、養護教諭、栄養教諭という職種に関係なく教員免許取得の際に必要なことを意識しなければならない。つまり、教職課程コアカリキュラムに示された「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解」に関する科目では、「心身の状況によって履修困難な各教科は、その児童及び生徒の心身の状況に適合させること」が、特別の教育課程の編成の前提となることについて触れる必要がある。一方で、日本では、先天的に平均よりも顕著に高度な知的能力を持っている者（Gifted/Intellectual giftedness/Talented）を対象とした才能教育は、特別の教育的ニーズが存在しているものの、障害がなく普通教育を受ける上での学习上又は生活上の困難がないため「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒」の対象外とされているが、広義の特別支援教育には才能教育が含まれることにも触れる必要がある。その上で、特別支援教育に関する教育課程や授業論を大学や大学院で講述する際には、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害及び重度重複障害がある者または発達障害がある者が対象であることを学修者である教職志望者及び現職教員に意識させる必要がある。

### 3. 特別支援学校、特別支援学級と通級による指導の違いに関する整理～障害の種類・程度との関係

特別支援教育のための教育課程編成について講述する際には、まず、特別支援学校、特別支援学級と通級による指導の違いを整理し、確認することから始める必要がある。

学校教育法第72条では、特別支援学校の目的を

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学习上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

と定めている。

ここから、特別支援学校は、①視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）のみを対象とし、②幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育と③障害による学习上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることが目的であることがわかる。②は、学习上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫をした上で、幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科である道徳<sup>注3)</sup>、特別活動、総合的な学習の時間で教育課程を編成することを意味する。「準ずる」とは、全く同じ水準を常に確実に保証するわけではないが、一定の規定・方法などを基準として、基本的にその基準に従って同様の取り扱いをすることを指す言葉として法令で用いられる。つまり、学习上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫をすることで、全く同じ水準を常に確実に保証できないことがあるが、障害の状態に応じた適切な形で幼稚園、小学校、中学校又は高等学校での教育を行うことを意味する。③は障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自

立し社会参加する資質を養うことを目的とした領域「自立活動」を指し、②に加えてそれを組み入れた教育課程を編成することを意味している。

反対に、特別支援教育の対象者のうち、言語障害、情緒障害、発達障害は特別支援学校における教育の対象外となる。さらに、特別支援学校が対象とする視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、学校教育法施行令で以下のように定められている。

**第22条の3** 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

また、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長，2013）で、その障害の判断にあたっての留意事項が

<p><b>ア 視覚障害者</b>                      専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。</p> <p><b>イ 聴覚障害者</b>                      専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。</p> <p><b>ウ 知的障害者</b>                      知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。</p> <p><b>エ 肢体不自由者</b>                      専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。</p> <p><b>オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）</b>                      医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。</p>
--

と示されており、知的障害者以外は医師の診断結果に基づき判断される。

実際に特別支援学校へ就学する者は、学校教育法施行令第5条1項及び第18条の2で、「その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴いた上で、「障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると（市町村の教育委員会が）認める者」と定められている。つまり、保護者や専門家から聴いた意見の参酌の程度や障害の状態や教育の体制の整備の状況等によっては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者であっても特別支援学校ではなく、小学校及び中学校で教育を受けることとなる。

特別支援学級は、学校教育法で

- 第81条** 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。
- 2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
- 一 知的障害者
  - 二 肢体不自由者
  - 三 身体虚弱者
  - 四 弱視者
  - 五 難聴者
  - 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- 3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

と定められている。つまり、幼稚園では対象幼児に「障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う」が、特別支援学級を置くことは規定されていない。さらに、学校教育法施行規則第137条で

- 第137条** 特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第81条第2項 各号に掲げる区分に従って置くものとする。

と規定されている。つまり特別支援学級は、言語障害、情緒障害、発達障害が対象であるとは法令には明記されていない。しかしながら、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長，2013）で、特別支援学級への就学対象となる障害の種類及び程度が

- ア 知的障害者  
知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
- イ 肢体不自由者  
補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
- ウ 病弱者及び身体虚弱者
  - 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
  - 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
- エ 弱視者  
拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
- オ 難聴者  
補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
- カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

とされ、言語障害、情緒障害、自閉症（発達障害）も特別支援学級の受入対象となる。また、その障害の判断は総合的かつ慎重に行うことが示され、それに当たっての留意事項として、ア～オについては特別支援学校への就学と同様で知的障害者以外は医師の診断結果に基づき判断され、力及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断することとなっている。

一方、特別支援学級に就学しない通常の学級に在籍する児童・生徒のうち、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする特別な指導が必要とされる場合は、通級による指導を行うことが考えられる。通級による指導の対象となる障害の種類と教育課程の根拠は、学校教育法施行規則第140条<sup>注4)</sup>で、

第140条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、…中略…、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

と明記されている。前述した文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（文部科学省初等中等教育局長，2013）では、通級による指導の対象となる児童生徒の障害の種類及び程度を、

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者



全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

と定めている。

以上のことから、特別支援教育のための特別な教育課程は、障害の種類と程度に応じて、①視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）を対象とした特別支援学校の教育課程、②小学校、中学校等に設置される、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者を対象とした特別支援学級の教育課程、③通級による指導による特別の教育課程という3つに大別されることを理解した上で、それぞれに応じた教育課程を編成する能力（②や③の編成作業に対して必要な助言又は援助を行うこと（文部科学省、2017c：18-19）を含む）とその教育課程を具体化する授業実践力の修得が学修者である特別支援学校教諭免許取得希望者には求められる。それに加えて、障害があるものの特別の教育課程による教育を行う必要はない児童及び生徒の存在とその障害の種類と程度の理解、さらにはその子に応じた指導があることも忘れてはならない。

#### 4. 教育職員免許法との関係

教員免許制度は相当免許主義であるため、特別支援学校の教員には、特別支援学校と特別支援学校の各部（幼稚部、小学部、中学部、高等部）に相当する学校種の両方の免許状が必要とされていることが教育職員免許法第3条3項で規定されている。ただし、教育職員免許法附則第16項で「当分の間」、特別支援学校の免許を所有しなくとも、所有免許状の学校種に相当する特別支援学校の各部の教員になることができる旨の規定がある。また、教育職員免許法第17条の3では、知的障害者を対象とする特別支援学校では、「特別支援学校の教諭の普通免許状＋いずれかの学校の教諭の普通免許状」を所持していると、相当する学校種以外の特別支援学校の自立教科等以外の教科を担任することができることが規定されている。これは、例えば中学校教諭の普通免許状を所持していない、特別支援学校教諭＋小学校教諭の普通免許状所持者が、特別支援学校中等部や高等部で教科担任をすることができることを意味する。さらに、特別支援学校の教育領域までは問われていないため、「知的障害者に関する教育の領域」を含まない、「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の領域のみ」の特別支援学校教諭の免許状所持者でも知的障害者に対しては教科指導を担当できることを意味する。

そもそも、教育職員免許法第5条第6項の「臨時免許状」や附則第2項で中等教育機関に対する「免許外教科担任制度」も適用できるため、このような相当免許主義の例外に関することは特別支援学校に限る話ではない。公立の特別支援学校の人事管理（採用・任用）の在り方とも関係するが、特別支援学校の教員養成では、免許状に定められることになる特別支援教育領域にかかわらず「知的障害者を対象とする場合には、相当する学校種以外の特別支援学校の自立教科等以外の教科を担任する」ことを見据えることが求められていることを教育職員免許法第17条の3は意味している。

以上のことから、①特別支援学校と特別支援学校の各部（幼稚部、小学部、中学部、高等部）に相当する学校種の両方の免許状が必要だが、②知的障害者を対象とする特別支援学校では、「特別支援学校の教諭の普通免許状＋いずれかの学校の教諭の普通免許状」で相当する学校種以外の特別支援学校の自立教科等以外の教科を担任できることを学修者に意識させる必要がある。さらに制度上は、③特別支援学

校の免許を所有しなくとも、所有免許状の学校種に相当する特別支援学校の各部の教員になることができ、④臨時免許状や免許外教科担任制度が特別支援学校にも適用できることを理解させることで、協働する仲間が必ずしも特別支援学校の教育に明るくないことも意識させなければならない。

## 5. 教育課程編成との関係

特別支援学校の教育課程に関する事項は、学校教育法第77条に基づき、学校教育法施行規則の第8章に定められ、特に第129条の規定に基づき、特別支援学校学習指導要領に子細が定められている。特別支援学級は、学校教育法第81条に基づき小学校、中学校等に設置され、通級による指導の対象者も小学校、中学校等に就学する。その教育課程は学校教育法第33条、第48条ほか類似規定に従い、学校教育法施行規則第4章第2節、第5章等に定められている。特に第52条及び第74条の規定に基づき、小学校及び中学校学習指導要領に子細が定められている。つまり、特別支援学校は、特別な教育課程編成の基準として学習指導要領が独立している。特別支援学級に係る特別な教育課程の編成については、学校教育法施行規則第138条で「小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、…(中略)…、特別の教育課程によることができる。」と細かい条件とあわせて規定されている。さらに通級による指導に係る特別の教育課程については、学校教育法施行規則第141条で、他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができることが規定されている<sup>注3)</sup>。ただし、通級による指導に係る特別の教育課程には授業時数の制約があることも触れなければならない。以下に示すように学校教育法施行規則とあわせて改正された「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件」<sup>注4,5)</sup>では、授業時数の標準と運用について以下のように定められている。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の種類に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。
- 2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第1号から第5号まで及び第8号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第6号及び第7号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件(平成26年文部科学省告示第1号)に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時間数の合計がおおむね年間280単位時間以内とする。
- 3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。

特に、1については「改正前のただし書きは、『障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する』という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であることを明示する趣旨であるが、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう、規定を改め、その趣旨を明確化したものである。」と、その解釈を明示している(文部科学省初等中等教育局長, 2016)。また、2からLDやADHDを対象とした場合の特別の指導に係る授業時数は、年間10単位時間から280単位時間(月1～週8単位時間相当)、それ以外の障害を対象とした場合には年間35単位時間から280時間(週1～8単位時間相当)が標準と定められている。これから逆算すると、新しい小学校学習指導要領(文部科学省, 2017a)における教育課程では、少なく見積もって570時間(第1学年)～735時間(第6学年)以上、新しい中学校学習指導要領(文部科学省, 2017b)に

おける教育課程では735時間以上は特別ではない通常の教育課程を編成し教育を行うことが標準とされる。特別の教育課程を編成し、通級による指導に要する適正な時間と内容等を考慮する際には、学校生活の大部分を占める特別の教育課程以外の時間となる通常の学級での適応性や指導も考慮しなければならないことを意味する。

## 6. 教育社会学的視点から見た特別支援教育

ここで、教育社会学の立場から、今日の特別支援教育に関して想定される論点について整理する。なお、本節では、教育社会学という学問が「社会」あるいは「集団」という視点を本来的に備えるものであることから、さしあたり下記の2つの視点から整理する。それは、①特別支援教育の制度構築に関与する構成員集団の視点、②将来の特別支援教育の在り方を規定すると想定される社会形成の視点、の2点である。以下、これらの各視点について説明する。

第一の視点は、今日の日本における特別支援教育の制度が、どのような領域の社会構成員の意見に重心が置かれる形で決定され、現在の形として構築されているのかを問う視点である。この視点は、現在の制度の形態を相対化して認識するうえで重要である。それは、たとえば、前述のように「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解」に関する科目における対象者と、特別支援教育の対象者が一致していないこと、すなわち、前者には「障害はないが特別の教育的ニーズのある」ものを対象に含むのに対し、後者がそれを含まずあくまで「障害があるもの」に対象を限定することについて、その決定過程を分析・検証する視座を用意する。そこでは、特別支援教育の制度構築を決定するプロセスにおいて、「障害はないが特別の教育的ニーズのある」当事者（あるいはその代弁者）がその決定機関の正員として参加し、実際的な発言権を有する形となっていたのか否か、また、「障害はないが特別の教育的ニーズのある」当事者が実際に遭遇するであろう問題状況に関して具体的な議論がなされたのか否か、といった点が問われることになる。

今日の日本の教育制度において、「特別の支援」を享受する対象が一貫していないという事態については、特別支援教育制度の公共性や公平性を保持する観点から引き続き検討を要する問題であると考えられる。また、「特別支援教育を進めるための財政的基盤は、きわめて弱い」（茂木、2007：145）という指摘を踏まえるならば、財政状況という行政側の思惑を背景に、ある特定集団の意見だけが暫時的に採用されている可能性等が指摘されよう。このように、「どの集団の意見が採用され、どの集団の意見が採用されていないのか」といった観点から客観的に特別支援教育制度の在り様を認識することは、特別支援教育の将来的な展開に関する社会的想像力を喚起し、改善のための立脚点を導出することに寄与するであろう。

第二の視点は、「障害者の権利に関する条約」の「第24条 教育」において提起されている「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」という表現に見られるように、将来的に「インクルーシブな社会」を実現するうえで、現時点の教育制度をどのように構築・変更し、展開していかなければならないのかを問う視点である。教育と社会の関係を問うならば、それは互いにその存在形態を規定しあう関係である。すなわち、教育は社会形成に寄与する一方、社会の在り方は教育の在り方を規定するという関係である。特に、将来的にいかなる社会を形成するのかという社会ビジョンは、関係法令や教育課程編成を介して現時点の教育の在り方を強く規定する。また、特別支援教育が地域社会と連携して実施されることから、学校関係者だけでなく、地域社会の諸領域の関係者の視座にも配慮することが求められる。特別支援教育の制度構築や展開に際しては、社会自体の在り様との相互的な関係性及びその影響性について考慮に入れることが重要となる。

## 7. おわりに

本研究では、「特別支援教育」という言葉が指し示す範囲、障害の種類・程度と特別支援学校、特別支援学級と通級による指導の違い、教育職員免許法との関係、教育課程編成及び教育社会的視点という5つの観点から学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則及び教育職員免許法で規定されている特別支援教育に関する事項を整理した。この整理した事項は、琉球大学の教職大学院に、特別支援学校教諭専修免許取得用科目「特別支援教育の教育課程・授業特論演習」を開設する際の教材資料を想定してのものである。実際にこの授業科目の教材とするには具体的な授業内容と整合をとる必要があり、今回作成したものがそのまま教材として使用されるものではない。また作成した教材は、授業実践することでその妥当性の評価を受けるため、今後は教材としての評価を受ける観点で、作成した教材と授業実践を報告する必要がある。

そのような意味において、本研究は、今後の授業実践の中で洗練されていくべき教材の「叩き台」に過ぎない。しかし、いかなる教材へと磨かれていくにせよ、その基礎には、「特別支援教育」という制度に対する正確な理解が必要であることはいうまでもない。そのためには、現在の「特別支援教育」がいかなる制度になっているのか、という本研究で整理した事柄に加えて、「特別支援教育」へと至るこれまでの経緯、そして、今後の方向性、さらには教育だけにとどまらず社会全体における障害をめぐる制度的状況についても、可能な範囲で配慮することが求められるであろう。その際には、前節で述べた教育社会的視点から、現在の制度を批判的に検討することも重要であるが、紙幅の都合上、ここでは現制度上で敷衍すべき点を2つ指摘して、結びに代えたい。

まず、2016(平成28)年度から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に関しては、その想定される影響の大きさからも、基本的な理解が必要である。本法律は、公共機関及び民間事業者に対して障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止するとともに、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」(以下、「合理的配慮」とする)を求めている(同法第7,8条)。特に、公共機関に対しては、「合理的配慮」を義務づけている点において画期的であり、教育機関も少なくとも公立学校については、「合理的配慮」が法的義務であることを銘記しておかなければならない。

もう一つは、琉球大学が所在する沖縄県が制定した「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」である。この条例は上記の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に先駆けて、すでに2014(平成26)年度に施行された。本条例の中で、「校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人に教育を行う場合において、障害のある人に対して、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等に応じ、本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えなければならない。」(第12条)と教育についても規定されていることは注目に値する。さらに、沖縄県に対しては、特別支援教育の充実や十分な情報提供及び当事者の意向を尊重するために必要な施策の実施も求めている(第27条)。琉球大学の教職大学院を修了後、学修者である修了生が沖縄県の学校教育に携わるか否かに関わらず、学校教育が地域社会の中で営まれている以上、奉職先の地元の条例についても理解しておくことは当然である。その意味で、この条例を教材として利用した「特別支援教育」についての理解が琉球大学の教職大学院における教育に求められる。

## 注解

- 1) 本研究では、特に明記しない限り、小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、義務教育学校、中等教育学校に対応する法令の準用や読

替については触れないこととした。

- 2) 本研究で確認した法令は全て論文執筆当時（2017年10月）のものである。ただし、2017年（平成29年）告示の学習指導要領を踏まえた教師教育資料の整理であるため、「最終改正までの未施行法令」に相当するものうち、関係するものについては触れている。
- 3) 本研究では、2017年（平成29年）告示の学習指導要領を踏まえた教育課程について論じているため、2018年度（平成30年度）からの移行措置期間に対応する形で表記する。
- 4) 2018年（平成30年）4月から改正された条文で施行されるため、改正後の記載とした。
- 5) 告示当時（平成5年文部省告示第7号）は、「学校教育法施行規則第73条の21の規定による特別の教育課程」。

## 附記

本研究は、「特別支援教育の教育課程・授業特論演習」の授業担当予定者である吉田が作成した教材研究資料に田中が教育行政学的視点から、山田が教育社会学的視点からそれぞれ加筆したものを吉田がとりまとめて整理したものである。

本研究の一部は「平成29年度 地（知）の拠点整備事業『ちゅら島の未来を創る知の津梁（かけ橋）』」による助成事業であることを附記する。

## [文献]

- 中央教育審議会，2015，『これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い，高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）』，別紙，（2017年11月12日取得，[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/13/1365896\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/13/1365896_01.pdf)）。
- 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会，2017，『第5回配付資料 資料3-2 教職課程コアカリキュラム案（反映版）』，13，（2017年11月12日取得，[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/126/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2017/07/25/1388304\\_3\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/07/25/1388304_3_2.pdf)）。
- 茂木俊彦，2007，『障害児教育を考える』岩波新書。
- 文部科学省，2017a，『小学校学習指導要領』，（2017年11月12日取得，[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661\\_4\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661_4_2.pdf)）。
- 文部科学省，2017b，『中学校学習指導要領』，（2017年11月12日取得，[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1384661\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1384661_5.pdf)）。
- 文部科学省，2017c，『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』，（2017年11月12日取得，[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main/\\_icsFiles/afieldfile/2017/06/02/1386427\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/_icsFiles/afieldfile/2017/06/02/1386427_2.pdf)）。
- 文部科学省初等中等教育局長，2007，『特別支援教育の推進について（通知）』，文部科学省webサイト，（2017年11月12日取得，[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/07050101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm)）。
- 文部科学省初等中等教育局長，2013，『障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）』，文部科学省webサイト，（2017年11月12日取得，[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm)）。
- 文部科学省初等中等教育局長，2016，『学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）』，文部科学省webサイト，（2017年11月12日取得，[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1387824.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1387824.htm)）。